

第 6 5 号議案

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専
決処分について

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専
決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求め
る。

令和 4 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定の専
決処分書

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求
むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、地方自治法第1
79条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

八王子市市税賦課徴収条例（昭和25年八王子市条例第19号）の一部を次の
ように改正する。

改 正 後	改 正 前
(法人の市民税の申告納付) 第34条 (略) 2～8 (略) 9 法第321条の8第62項に規定する特 定法人である内国法人は、第1項の規定に より、納税申告書により行うこととされて いる法人の市民税の申告については、同項 の規定にかかわらず、 同条第62項 及び施 行規則で定めるところにより、納税申告書 に記載すべきものとされている事項（次項 及び第11項において「申告書記載事項」 という。）を、法第762条第1号に規定 する地方税関係手続用電子情報処理組織を 使用し、かつ、地方税共同機構（第11項 において「機構」という。）を経由して行 う方法により市長に提供することにより、 行わなければならない。 10～14 (略) 15 第12項前段の規定の適用を受けてい る内国法人につき、法 第321条の8第7 1項 の処分又は前項の届出書の提出があつ たときは、これらの処分又は届出書の提出 があつた日の翌日以後の第12項前段の期	(法人の市民税の申告納付) 第34条 (略) 2～8 (略) 9 法第321条の8第60項に規定する特 定法人である内国法人は、第1項の規定に より、納税申告書により行うこととされて いる法人の市民税の申告については、同項 の規定にかかわらず、 同条第60項 及び施 行規則で定めるところにより、納税申告書 に記載すべきものとされている事項（次項 及び第11項において「申告書記載事項」 という。）を、法第762条第1号に規定 する地方税関係手続用電子情報処理組織を 使用し、かつ、地方税共同機構（第11項 において「機構」という。）を経由して行 う方法により市長に提供することにより、 行わなければならない。 10～14 (略) 15 第12項前段の規定の適用を受けてい る内国法人につき、法 第321条の8第6 9項 の処分又は前項の届出書の提出があつ たときは、これらの処分又は届出書の提出 があつた日の翌日以後の第12項前段の期

間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第55条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳 **(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)** の閲覧の手数料は、手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第55条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書 **(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)** の交付手数料は、手数料条例の定めるところによる。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法**附則第15条第26項第1号イ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

4 法**附則第15条第26項第1号ロ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

5 法**附則第15条第26項第1号ハ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

6 法**附則第15条第26項第1号ニ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

7 法**附則第15条第26項第2号イ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

8 法**附則第15条第26項第2号ロ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

9 法**附則第15条第26項第2号ハ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第55条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第55条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、手数料条例の定めるところによる。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法**附則第15条第27項第1号イ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

4 法**附則第15条第27項第1号ロ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

5 法**附則第15条第27項第1号ハ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

6 法**附則第15条第27項第1号ニ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

7 法**附則第15条第27項第2号イ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

8 法**附則第15条第27項第2号ロ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

9 法**附則第15条第27項第2号ハ**に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

- 1 0 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 1 1 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 1 2 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 1 3 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 4 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 1 5・1 6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の**熱損失防止改修等住宅**又は同条第10項の**熱損失防止改修等専有部分**について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する**熱損失防止改修工事等**が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) **熱損失防止改修工事等**が完了した年月日

(5) **熱損失防止改修工事等**に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) **熱損失防止改修工事等**が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 (略)

1 0 法附則第15条の9の2第4項に規定する**特定熱損失防止改修等住宅**又は同条第5項に規定する**特定熱損失防止改修等住宅専有部分**について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する**熱損失防止改修工事等**が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 1 0 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 1 1 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 1 2 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 1 3 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 1 4 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 1 5・1 6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の**熱損失防止改修住宅**又は同条第10項の**熱損失防止改修専有部分**について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する**熱損失防止改修工事**が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) **熱損失防止改修工事**が完了した年月日

(5) **熱損失防止改修工事**に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) **熱損失防止改修工事**が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 (略)

1 0 法附則第15条の9の2第4項に規定する**特定熱損失防止改修住宅**又は同条第5項に規定する**特定熱損失防止改修住宅専有部分**について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する**熱損失防止改修工事**が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の八王子市市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

